

～認知症高齢者見守り事業に申請された方へ～

事業のしおり

1 申請後の流れについて

- (1) 窓口でお渡しした反射ステッカーは、見守り対象者（以下「本人」という。）の靴のかかと等に貼ってください。
- (2) 市は、申請書に記載された本人や緊急連絡先等の情報を、新発田警察署、地域包括支援センター、担当ケアマネジャー（いる場合のみ）に提供します。
- (3) 地域包括支援センターと担当ケアマネジャーが本人宅を訪問し、地域における見守り体制づくりのための対策を、本人・家族と一緒に考え、実施します。
※訪問するときは、地域包括支援センターまたは担当ケアマネジャーから、申請時にお聞きした連絡先へ、事前に連絡します。

2 外出時の対応等について

- (1) **本人が外出して行方が分からなくなった時は、ためらわずに、すぐに家族から警察（110 番）へ届け出てください。**（できるだけ早くに対応することで、あまり遠くに行かないうちに、範囲を限定して捜索することができ、早い発見につながる可能性が大きくなります。）
- (2) 警察に届け出たときは、**新潟県警察の防犯アプリ「にいがたポリス」、新発田市の「あんしんメール」をご利用ください。**（登録者に行方不明になった日時・場所、行方不明者の特徴等が配信されます。警察から利用について勧められたら、早期発見のため、是非ご利用ください。）
- (3) 本人が外出中に道に迷い、保護された場合、保護した市民等が警察に通報し、警察で登録番号から身元を特定し、緊急連絡先に連絡する流れとなります。本人のお迎えなど、警察の指示に従って対応ください。

3 届出について

次の（１）～（５）に該当した場合には、速やかに市高齢福祉課に届け出てください。

- (1) 本人が状態の変化などで、外出した際の事故の心配がなくなったとき
- (2) 本人が死亡したとき
- (3) 本人が市外に転出したとき
- (4) 利用を辞退するとき
- (5) 申請内容に変更があったとき

※書面（様式は任意）のほか、電話でも受け付けます。担当ケアマネジャーや地域包括支援センターを通じてお知らせいただくことも可能です。

4 利用終了について

市高齢福祉課が、３の（１）～（４）の届出を受理した場合は、事業の利用を終了したものとします。

【お問合せ・届出先】 市 高齢福祉課 長寿支援係 TEL28-9202（直通）
--